

平成30年9月第5回室戸市議会定例会会議録（第4号）

1. 日 時 平成30年9月25日（火）

2. 場 所 室戸市議場

3. 出席した議員の番号及び氏名

1番 竹 中 多津美	2番 上 山 精 雄	3番 亀 井 賢 夫
4番 小 椋 利 廣	5番 脇 本 健 樹	6番 久 保 八太雄
7番 谷 口 總一郎	8番 山 本 賢 誓	9番 山 下 浩 平
10番 堺 喜久美	11番 町 田 又 一	12番 林 竹 松
13番 濱 口 太 作		

4. 欠席議員 なし

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	武 井 知 香
事務局次長兼班長	谷 村 直 人
議 事 班 主 任	千代岡 陽 子
議 事 班 主 事	市 川 賢

6. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	小 松 幹 侍	副 市 長	久 保 信 介
総務課長併選挙管理委員会事務局長	久 保 一 彦	企画財政課長	山 本 康 二
財産管理課長	黒 岩 道 宏	税 務 課 長	長 崎 潤 子
市 民 課 長	中 屋 秀 志	保健介護課長	辻 さおり
人権啓発課長	寺 岡 弥 生	産業振興課長併農業委員会事務局長	川 上 建 司
建設土木課長	岡 本 秀 彦	観光ジオパーク推進課長	山 崎 桂
債権管理課長	上 松 富 士 樹	防災対策課長	大 西 亨
会計管理者兼会計課長	森 岡 光	福祉事務所長	小 松 達 也
教 育 長	谷 村 正 昭	教育次長兼学校保育課長	竹 本 俊 之
生涯学習課長	和 田 庫 治	水 道 局 長	西 村 城 人
消 防 長	藤 本 昇	監査委員事務局長	中 岡 佳 子

7. 議事日程

日程第1 議案第1号 室戸市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正について

議案第4号 室戸市火災予防条例の一部改正について

議案第5号 平成30年度室戸市一般会計第3回補正予算について

議案第8号 訴えの提起について

議案第9号 訴えの提起について

議案第10号 平成30年度室戸市営住宅建替事業建築工事請負契約の締結について

議案第11号 室戸市過疎地域自立促進計画の一部変更について

(総務文教委員会委員長報告)

日程第2 議案第2号 室戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

議案第3号 室戸市地域医療対策基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について

議案第6号 平成30年度室戸市国民健康保険事業特別会計第4回補正予算について

議案第7号 平成30年度室戸市介護保険事業特別会計第2回補正予算について

(産業厚生委員会委員長報告)

日程第3 議案第12号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

8. 本日の会議に付した事件

日程第1より日程第3まで

9. 議事の経過

次のとおり

午前10時0分 開議

○議長（濱口太作君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたさせます。武井議会事務局長。

○議会事務局長（武井知香君） おはようございます。

諸般の報告をいたします。

出欠の状況でございますが、定数13名全員の出席でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（濱口太作君） これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○議長（濱口太作君） 日程第1、議案第1号室戸市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正についてから議案第11号室戸市過疎地域自立促進計画の一部変更についてまで、以上7件を一括議題といたします。

本案に関し総務文教委員会委員長の報告を求めます。竹中総務文教委員会委員長。

（総務文教委員会委員長報告）

○総務文教委員会委員長（竹中多津美君） 総務文教委員会委員長報告を行います。

ただいま議題となっております議案第1号室戸市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正についてから議案第11号室戸市過疎地域自立促進計画の一部変更についてまで、以上7件につきましては、今期定例会におきまして当委員会へ付託されたものであります。

委員会といたしましては、9月12日に委員会を開き、執行部の出席を求め、説明を受け、審査を行いました。

審査の経過及び結果につきましては次のとおりであります。

まず、議案第1号室戸市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から、追加された3号の条文中に、公の施設の管理に専門的な知識や技能を必要とするなどとなっているが、こういった資格などが必要とされるのかと質疑があり、執行部から、医師がいる医療機関や学芸員がいる博物館など、専門的な資格を持つ特定の団体などを想定していると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号室戸市火災予防条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から、防火対象物の消防用設備等の設置基準に該当する建物は本市に何カ所あるのかと質疑があり、執行部から、現在、本市に該当する建物の数は86カ所である。うち82カ所が設置済みで、4カ所が未設置ということであると答弁がありました。

次に、4カ所の建物は消防用設備が未設置ということだが、今後の対応はどうしていくのかと質疑があり、執行部から、以前から消防用設備等の設置指導は行っているが、条例施行まであと6カ月であることから、今後も指導を続けていくと答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号平成30年度室戸市一般会計第3回補正予算についてであります。

まず最初に、企画財政課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、2款1項6目7節、集落活動拠点施設清掃賃金及び13節、集落活動拠点施設等環境美化委託料の相手はどこかと質疑があり、執行部から、これは椎名集落活動拠点施設に係るものである。清掃賃金については地元の方1人に清掃を依頼するものであり、環境美化委託料については椎名集落活動センターの運営委員会に委託を考えていると答弁がありました。

次に、2款1項6目19節、地域おこし協力隊起業支援補助金について、協力隊になるための応募要件はあるのかと質疑があり、執行部から、3大都市圏等の方を対象としている。市が募集した要件に対して応募があり、作文や面接の選考過程を経て、協力隊員を決定していると答弁がありました。

次に、学校保育課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、9款2項1目18節備品購入費について、なぜスクールバスが2台必要なのかと質疑があり、執行部から、室戸岬小学校校区の児童全員にスクールバスの運行についてアンケートをとったところ、児童28人の利用が見込まれることから、24人乗りと10人乗り2台のスクールバスを購入するものであると答弁がありました。

次に、9款2項1目13節、小学校コンクリートブロック等点検委託料については、7校分と聞いているが、コンクリートブロックを点検する内容はどこまでかと質疑があり、執行部から、基本的にはコンクリートブロック全体の強度を把握したいので、建築基準に適合しているのか、専門業者が持つ技術や機器等による点検を行いたいと考えていると答弁がありました。

次に、保健介護課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、4款1項1目19節、救急医療施設支援補助金については、田野病院への補助をするものと説明を受けたが、当初予算に計上していた負担金との違いは何かと質疑があり、執行部から、当初予算は高知県東部を輪番制で救急対応する民間病院に対し県内の東部9市町村が支出する負担金のことであり、今回補正対応する補助金については、その輪番日以外にも救急対応している田野病院に対し、その対応した日数や本市の搬送患者数などを乗じた額の3分の1を支出する補助金であると答弁がありました。

次に、本市の救急患者は田野病院に年間どれくらいの人数が搬送されているのかと質疑があり、執行部から、消防本部の資料によると、平成29年中の本市の搬送患者数は1,017名で、うち262名が田野病院に搬送されている。また、田野病院に救急搬送される総患者数の約6割が

本市からの患者であると答弁がありました。

次に、観光ジオパーク推進課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、6款1項3目13節、バイクライダー交流宿泊施設オリジナルコンテナハウス製作設置委託料について、かなりの金額をかけて改修するが、どれだけの収支を見込んでいるのかと質疑があり、執行部から、ライダーズイン室戸リニューアル計画で試算した収支見込みは、1年目82万4,400円、2年目550万1,800円、3年目マイナス465万5,580円、4年目130万9,500円、5年目1,785万6,400円であると答弁がありました。

次に、この指定管理をする施設は指定管理料を支出するのかと質疑があり、執行部から、指定管理料については、現在のところ、支出する予定はないと答弁がありました。

次に、会計課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、2款1項1目3節、時間外勤務手当について、繁忙期などに支障を来さないよう今回補正予算を計上したとのことだが、どれくらいの事務量が増加しているのかと質疑があり、執行部から、財務会計システムの導入以降、職員数の減少などにより、事業を実施する課の担当者は会計事務を行うことがふえたことから、両課での内容確認と訂正作業に要する時間がふえている状況であると答弁がありました。

次に、産業振興課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、5款3項2目11節、修繕料についてはどの施設を修繕するのかと質疑があり、執行部から、修繕料の主なものは、さきの台風20号で被害を受けたスジアオノリ等養殖施設のフェンスと屋根の部分であると答弁がありました。

次に、6款1項1目12節、広告料について、これは何の広告料なのかと質疑があり、執行部から、これはふるさと納税に係る広告料であり、返礼品のプロモーション動画により、それをPRに活用するものであると答弁がありました。

次に、防災対策課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、2款1項13目12節役務費について、菜生地区の津波避難タワーに関する経費と説明を受けたが、場所は決定しているのかと質疑があり、執行部から、現在、菜生地区の津波避難タワーについては事業認定申請の準備中であり、候補地は定めているが、決定しているという段階ではない。今回は、津波避難タワーに係る事業認定申請の手数料と新聞広告料を補正予算に計上するものであると答弁がありました。

次に、生涯学習課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、9款4項2目13節、室戸岬公民館駐車場拡張工事他設計委託料について、駐車場を拡張するスペースはあるのかと質疑があり、執行部から、公民館に隣接する民家を市に寄附をしたいとの申し出があったことから、今回その民家の用地を活用して駐車場を拡張するものであると答弁がありました。

次に、9款4項1目13節、旧多田邸基本計画策定委託料について、旧多田邸をどのような形

にするのかと質疑があり、執行部から、旧多田邸については、平成26年に市に寄附された吉良川町の町並み保存地区の西側にある住宅である。今回、町並み見直し調査の報告を受けて、吉良川町の町並み全体を活性化させるため、一般客が訪れるような活用法を検討するための基本計画を策定するものであると答弁がありました。

次に、市民課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、4款1項4目15節、浜口墓地ブロック塀改修工事費について、どのように改修するのかと質疑があり、執行部から、道路沿いにある延長93メートルのブロック塀をフェンスに変更するものであると答弁がありました。

次に、全てをフェンスに変更すると、あの場所は風が強いため、祭りの飾り物などが飛ぶおそれがある、ほかに方法はないのかと質疑があり、執行部から、ブロックの下の部分を一定残して上段部をフェンスに変更する予定であり、またブロックの後ろには樹木もあることから、強風は抑えられるのではないかと考えると答弁がありました。

次に、財産管理課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、2款1項5目13節、市有財産解体工事設計委託料については、長者野小学校を解体すると説明を受けたが、更地にした後の活用は考えているのかと質疑があり、執行部から、学校跡地の利用については、現在、計画はないが、倒壊等の危険性があることから解体をするものであると答弁がありました。

総務課関係、建設土木課関係につきましては、特段質疑がありませんでしたので、省略をさせていただきます。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号訴えの提起についてであります。

執行部の説明の後、委員から、住宅使用料が滞納となっている背景は何が考えられるのか、連帯保証人の状況や滞納がふえていくまでの職員の指導体制はどうであったのか。また、訴えの相手側に今回は同居人を含めているが、住宅を借りている名義人だけではなかったのかと質疑があり、執行部から、滞納の背景については、低所得者対策として市営住宅の整備を進めてきたが、平成8年に市営住宅の法律の改正により、家賃算定方法が変更されたことによる家賃の増額が一つの要因ではないかと考える。連帯保証人については、督促状や催告書などを発送し、連絡のあった方もいるが、納付までには至っていない状況である。職員の指導体制については、未納がある方には催告書を発送し、その後の面談通知書を発送して、相手の方と接触を図っている。訴えの相手側に同居人を含めている件については、今までにも5件の同居人を含めた提起を行っている」と答弁がありました。

次に、財産管理課は債権管理課に回すまでの間、どのような努力をしてきたのかと質疑があり、執行部から、家賃滞納者に対して督促状を毎月発送し、訪問の際には声がけもしている。また、定期的に債権管理課と協議を行いながら、今後の取り扱いなどを決めていると答弁があ

りました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号訴えの提起についてであります。

執行部の説明の後、委員から、これまで訴えを起こした相手側と和解をして、そのまま入居しているケースはあるのかと質疑があり、執行部から、訴訟を起こした相手側と和解に至ったケースはない。まずは支払い及び明け渡しの強制執行の債務名義の判決を受けた後に、相手側と支払いの話し合いを行い、妥当な支払い額の提示等があった場合は、継続の入居を検討することになると答弁がありました。

次に、訴えを起こしたら、必ず判決を受けた後でなければ和解の話にはならないのかと質疑があり、執行部から、適当と認める条件で相手側と和解をする場合は、滞納使用料の全額一括払いしかなく、その後は和解ではなく、訴えの取り下げという形になると考えると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号平成30年度室戸市営住宅建替事業建築工事請負契約の締結についてであります。

執行部の説明の後、委員から、補助金の交付決定はいつごろであったのか、またこの請負契約の工期が来年の3月になっているが、間に合うのかと質疑があり、執行部から、補助金の内示は5月末である。工期については、県補助金の内示の関係と、その後に行う建物の事前調査の関係で現時点での発注となった。繰り越しも視野に入れながら、国や県と協議をしていくと答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号室戸市過疎地域自立促進計画の一部変更についてであります。

執行部の説明の後、委員から、芸東衛生組合のクリーンセンターの解体はどこまで行うのかと質疑があり、執行部から、この計画では芸東衛生組合の事務所は残して、焼却炉を解体することになると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務文教委員会委員長報告を終わります。

○議長（濱口太作君） ただいまの委員長報告に対し、質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） 質疑なしと認めます。

これをもって総務文教委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（濱口太作君） 次に、日程第2、議案第2号室戸市災害弔慰金の支給等に関する条例

の一部改正についてから議案第7号平成30年度室戸市介護保険事業特別会計第2回補正予算についてまで、以上4件を一括議題といたします。

本案に関し産業厚生委員会委員長の報告を求めます。上山産業厚生委員会委員長。

(産業厚生委員会委員長報告)

○産業厚生委員会委員長(上山精雄君) 産業厚生委員会委員長報告を行います。

ただいま議題となっております議案第2号室戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてから議案第7号平成30年度室戸市介護保険事業特別会計第2回補正予算についてまで、以上4件につきましては、今期定例会において当委員会へ付託されたものであります。

委員会といたしましては、9月12日に委員会を開き、執行部の出席を求め、説明を受け、審査いたしました。

審査の経過及び結果については次のとおりであります。

まず、議案第2号室戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から、今回の改正の背景にはどのような事情があるのかと質疑があり、執行部から、今回の改正では弔慰金の支給範囲を同居の兄弟まで拡大している。東日本大震災の際にこれに該当する事例があったため国が制度を変更したもので、室戸市もそれに準拠するものである。また、災害による疾病のため障害が残った場合やその後亡くなった場合にはそれぞれ弔慰金が支給されるが、以前障害により支給を受けたことのある方が死亡した際の弔慰金は、前回の支給額を控除した額になると答弁がありました。

また、災害弔慰金の支給はめったにないことと思うが、室戸市での事例はあるかと質疑があり、平成16年の高浜の台風被害以降、事例はないと答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号室戸市地域医療対策基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてであります。

執行部の説明の後、委員から、この基金は室戸市の地域医療を見直していくという根幹があり、それに対して使用するものかと質疑があり、執行部から、地域医療確保支援事業補助金や室戸岬診療所の医療機器購入費用等を今年度も予算計上しており、今後、ますますこのような予算が必要になってくるだろうと考えられるため、基金を設置し、積み立てをするものであると答弁がありました。

また、積み立てをする金額は今後変動していくのかと質疑があり、今年度は1億円を積み立てるが、今後はその年度の財政状況等を勘案し、関係課と協議の上、積み立てていきたいと考えているため、年度によって金額は変動があると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号平成30年度室戸市国民健康保険事業特別会計第4回補正予算についてであります。

執行部の説明の後、委員から、事業勘定2款2項2目19節、退職被保険者高額療養費100万円について、該当する人数は何名かと質疑があり、執行部から、退職被保険者の人数は39名である。退職者制度は平成26年に廃止されているため、それまでに被保険者となった方が65歳に到達するまでは継続されるが、それ以降については制度は終了する予定であると答弁がありました。

また、直診勘定2款1項2目13節、臨床検査他委託料56万円について、検査料がふえてきたことによる補正かと質疑があり、血液検査の際の容器代が8月から有料となったこと、血液検査の対象者が見込みよりふえたことに伴う補正であると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号平成30年度室戸市介護保険事業特別会計第2回補正予算についてであります。

執行部の説明の後、委員から、3款4項2目13節、介護給付費適正化事業委託料56万2,000円について、この事業の内容について質疑があり、執行部から、介護給付受給者の方が本当に必要とするサービスを、事業所がルールに従って適正に提供することを促す事業である。今まで市の担当職員と地域包括支援センターの職員の2名体制で行っていたが、専門的な知識や判断が必要となるケースが多くなってきたことから、今回委託をすることとした。これにより、介護給付の適正化を図り、不適切な給付を削減し、その一方で利用者に対する適切な介護サービスを確保し介護保険の信頼性を高めることで、持続可能な介護保険制度の構築に資することを目的としていると答弁がありました。

また、今までのチェックにより、サービス内容に疑義があるようなケースはあったかと質疑があり、サービス内容や時間が多い等、不適切ではないかと思われる案件は多くはないが出てきている。そういう場合には、事業者に対し助言や指導を行っていくと答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で産業厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（濱口太作君） ただいまの委員長報告に対し、質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） 質疑なしと認めます。

これをもって産業厚生委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（濱口太作君） 次に、日程第3、議案第12号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案につきましては、委員会付託を省略したものであります。

これより討論に入ります。

日程第1、議案第1号室戸市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正についてから日程第3、議案第12号固定資産評価審査委員会委員の選任についてまで、以上12件を一括して行います。

まず、原案に対する反対討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） なしと認めます。

次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） なしと認めます。

これをもって日程第1、議案第1号から日程第3、議案第12号まで、以上12件についての討論を終結いたします。

これより採決いたします。

日程第1、議案第1号室戸市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号室戸市火災予防条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号平成30年度室戸市一般会計第3回補正予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号訴えの提起についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立多数であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号訴えの提起についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立多数であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号平成30年度室戸市営住宅建替事業建築工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号室戸市過疎地域自立促進計画の一部変更についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第2、議案第2号室戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号室戸市地域医療対策基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号平成30年度室戸市国民健康保険事業特別会計第4回補正予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成30年度室戸市介護保険事業特別会計第2回補正予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第12号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は委員会付託を省略したものであります。

固定資産評価審査委員会委員に井上正司氏の選任について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱口太作君） 起立全員であります。よって、井上正司氏の固定資産評価審査委員会委員の選任については同意されました。

各常任委員会委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） 御異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることと決しました。

なお、本日配付させていただきました平成29年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第

26条第1項の規定に基づき、8月27日付で教育長から提出をいただいたものであります。よろしく願いをいたします。

次に、市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。小松市長。

**○市長（小松幹侍君）** 貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、最後の定例会となりますので、一言御挨拶を申し上げます。

まずは、このたびの9月議会、全ての議案につきまして御決定をいただきました。まことにありがとうございます。

そしてまた、今回、一般質問をいただきました3名の議員さんからは、感謝やねぎらいのお言葉をいただきました。心から御礼を申し上げます。

さて、私は、これまでも行政運営につきまして申し上げてきたところでございますが、就任以来、以前からの課題解決に全力で取り組んでまいりました。

そして、1つには、土地開発公社の塩漬け土地対策や債権の確保、人件費の削減対策などにより財政の健全化を図ることができてまいりました。

2つには、防災行政無線の設置を初め防災対策事業の推進でございます。

また、3つには、中山間地域の飲料水の確保や市道の整備、また学校給食の推進などを実施することができたというふうに思っております。

そして、新しい課題への対策についてでございますが、まず室戸ジオパークの世界認定や拠点施設の整備とともに、ブロードバンド整備や羽根工業用地開発事業の実施、そして子育て支援の充実、むろと廃校水族館の設置などを進めることができたのではないかと考えております。

このように、以前の課題や新しい課題に取り組むことができましたのは、ひとえに議長さんを初め議員の皆様方、また副市長を初めとする職員の皆さん、そして多くの市民の方々の御理解と御協力、御指導のおかげでございます。心から感謝と御礼を申し上げます。

市といたしましては、今後とも、人口減少対策や産業の振興、医療対策など、多くの対策が必要であるというふうに考えますが、みんなで協働のまちづくりを進めていただきたいというふうに思っております。

結びになりますけれども、皆様方のますますの御健勝とともに、室戸市のさらなる発展を心から御祈念を申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。以上です。

**○議長（濱口太作君）** お諮りいたします。

本日議決されました諸案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条により議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） 御異議なしと認めます。よって、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては議長に委任されました。

これにて平成30年9月第5回室戸市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時42分 閉会

上記は会議のてんまつを記載して相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

室戸市議会議長

〃 議員

〃 議員